

平成30年10月11日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目14番10号
ジャパンメディアシステム株式会社
代表取締役社長 富 樫 泰 章

第34期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年10月26日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年10月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
損保会館 大会議室
（開催場所が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第34期（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、郵送もしくはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jm-s.co.jp>）において周知させていただきます。

また、決議の結果につきましては、上記ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年8月1日から  
平成30年7月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済及び日本経済は、全体として緩やかな回復基調が続きました。アメリカでは雇用者数、設備投資などが緩やかに増加するなど景気の回復傾向が継続しました。中国では通商問題による先行きの懸念があるものの、総じて底堅い景気の動きが継続しました。その他のアジア各国及び欧州においても緩やかな景気回復が続きました。また、日本でも個人消費や設備投資は引き続き堅調に推移し、企業収益や雇用情勢が改善しました。

このような市場環境の中、当社は、VC（ビジュアルコミュニケーション）事業の単一セグメントでの事業形態として、この事業に経営資源を集中的に投下して経営基盤の強化に努めております。平成30年6月には「LiveOn Ver15.0」をリリースし、LiveOnでの会議の議長から他参加者の映像・音声デバイスの設定変更が可能となり、円滑な会議の運用ができるようになりました。さらに、録音録画機能及びメディア再生機能で新たにMP4形式に対応するなど、従来の機能の改良も行っております。また、参加メンバー同士でのメッセージ交換や会議への招集が簡単にできるプレゼンス機能は従来有償によるオプションでしたが、今回のバージョンアップでより使いやすくした上で標準機能（無償オプション）としました。

販売面においては、デモサイトの活用を積極的に推し進めるなど、販売代理店との連携をより一層深めると共に、各種展示会への積極的な出展や、WEB広告等、商品・サービスの認知を高めるための施策の強化を行いました。その結果、大手自動車ディーラーや金融機関等、新規顧客の獲得に繋がりました。また、平成27年10月に開設した名古屋営業所も堅調に受注を増やしており、東海地区の販売強化も順調に進んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,518,033千円（前期比124.7%）、営業利益は231,443千円（前期比178.8%）、経常利益は232,497千円（前期比182.0%）、当期純利益は168,108千円（前期比167.4%）となりました。

なお、当事業年度の配当につきましては、経営成績や財務状況などを総合的に勘案し、引き続き無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主なものは、社内販売管理システムの追加構築費用3,934千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より長期借入金として140,000千円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分               | 第31期<br>(平成27年7月期) | 第32期<br>(平成28年7月期) | 第33期<br>(平成29年7月期) | 第34期<br>(当事業年度)<br>(平成30年7月期) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)           | 929,362            | 1,021,375          | 1,217,585          | 1,518,033                     |
| 当期純利益(千円)         | 69,455             | 28,024             | 100,446            | 168,108                       |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 1,398.01           | 580.22             | 2,204.31           | 3,689.18                      |
| 総資産(千円)           | 630,589            | 696,538            | 844,068            | 1,105,805                     |
| 純資産(千円)           | 170,355            | 185,202            | 285,649            | 453,757                       |
| 1株当たり<br>純資産額(円)  | 3,428.93           | 4,064.32           | 6,268.63           | 9,957.81                      |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、ビジュアルコミュニケーションシステム「Live0n」を通じて、ビジュアルコミュニケーション市場において確固たる地位を築くと共に、品質、機能、使いやすさ等で顧客満足度No.1を目指しております。

当社が、継続的に安定した成長を続けていくために、下記に掲げる項目につき重点的に取り組んでまいります。

### ① ビジュアルコミュニケーション市場での知名度・ブランド価値の向上

売上及びアカウント数のシェア拡大を図るため、今後も引き続き、積極的にWeb広告や展示会への出展、新聞・雑誌への出稿などを行い、ビジュアルコミュニケーションシステム「Live0n」の認知度を高めてまいります。

## ②営業販売体制の整備・強化

販売面においては、きめ細かな営業展開を行うことで国内の代理店販売や紹介販売などを強化・推進し、今後一層成長するといわれるビジュアルコミュニケーション市場をしっかりと捉えられる販売組織を作り上げることが重要と考えております。そのために、営業担当者の増員を図ると共に更なるスキルアップ教育を徹底して行ってまいります。また、海外展開においてはインド・アセアン地域を中心に販売機会をうかがってまいります。

## ③迅速な研究開発活動

開発面においては、技術者の増員とスキルアップを図り、他社商品とは一線を画した品質と機能をより一層強化してまいります。遠隔医療、遠隔現場支援、Web相談、多人数セミナーなど新しい分野において既に対応しておりますが、ウェアラブル端末の登場を契機として発生するニーズに対しても、迅速に対応できる開発体制を整え、ユーザ様の要望に応えてまいります。

## ④優秀な人材の確保・育成

当社の事業において取り扱う商品・サービスは、ICT(Information and Communication Technology)の高度な知識・技術の習得が必要であるため、今後も教育研修を一層強化し、営業員及び技術員のレベルアップを図ってまいります。また優秀な人材を確保するため、働きやすい職場環境を整えると共に、企業イメージの向上のため積極的に広報活動を行ってまいります。

## ⑤内部統制強化とコンプライアンス体制強化

当社は、更なる事業拡大を推し進める上で、内部統制システムの整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための制度強化を継続的に進めると共に、倫理行動規範の徹底を通じて会社全体の倫理意識の向上及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成30年7月31日現在）

当社は、主としてビジュアルコミュニケーションシステム「LiveOn」に関する製品の開発・製造・販売を行っております。当社は、VC事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社が提供する主な品目別の主要製品は以下のとおりであります。

| 品目             | 製品分類    | 主要製品名                              |
|----------------|---------|------------------------------------|
| ソフトウェア<br>関連収入 | ソフトウェア  | 「LiveOn」に関わる基本ソフトウェア、追加オプション等      |
|                | 保守・利用料等 | 「LiveOn」利用料、その他保守・サポート料等           |
| 物販収入等          | 物販      | 上記に関連した音声・ビジュアルデバイス、ネットワーク機器・通信機器等 |
|                | その他     | 上記に関連した役務・工事収入等                    |

(6) 主要な事業所（平成30年7月31日現在）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 本 社         | 東京都千代田区   |
| 大 阪 支 店     | 大阪府大阪市中央区 |
| 名 古 屋 営 業 所 | 愛知県名古屋市中区 |
| 仙 台 営 業 所   | 宮城県仙台市青葉区 |
| 札 幌 営 業 所   | 北海道札幌市中央区 |

(7) 使用人の状況（平成30年7月31日現在）

| 使用人数    | 前年度比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|----------|-------|--------|
| 100（2）名 | 3名増（1名減） | 36.3歳 | 6年7ヶ月  |

- (注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 使用人数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。
- 3 当社はVC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年7月31日現在）

| 借 入 先      | 借 入 額    |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 84,809千円 |
| 株式会社りそな銀行  | 97,223千円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 37,525千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成30年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 155,200株
- ② 発行済株式の総数 49,682株（うち自己株式4,114株）
- ③ 株主数 2,671名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名             | 持株数     | 持株比率   |
|-----------------|---------|--------|
| 富 樫 泰 章         | 16,533株 | 36.28% |
| J M S 社 員 持 株 会 | 1,680   | 3.69   |
| 田 口 聡           | 1,010   | 2.22   |
| 安 岡 伸           | 880     | 1.93   |
| 篠 田 浩 一         | 754     | 1.65   |
| 森 山 明 美         | 591     | 1.30   |
| 菅 原 廣 悦         | 480     | 1.05   |
| 仙 北 谷 悟         | 400     | 0.88   |
| 富 樫 清 和         | 360     | 0.79   |
| 富 樫 ナタリア        | 280     | 0.61   |

(注) 1 当社は、自己株式を4,114株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

|                            |       |                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |       | 第2回新株予約権                                                                                                                                                                                     |
| 発行決議日                      |       | 平成28年5月16日                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の数                    |       | 1,700個                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |       | 普通株式 1,700株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の払込金額                 |       | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される<br>財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり3,524円<br>(1株当たり3,524円)                                                                                                                                                            |
| 権利行使期間                     |       | 平成30年5月17日から<br>平成38年5月16日まで                                                                                                                                                                 |
| 行使の条件                      |       | 新株予約権者は、新株予約権の行使時<br>においても当社の取締役、又は従業員の<br>地位にあることを要する。ただし、任期<br>満了又は辞任による退任及び定年退職又<br>は転籍の場合は、退任又は退職後1年間<br>は新株予約権を行使することができる。<br>その他の条件については当社と新株予<br>約権者との間で締結する新株予約権割当<br>契約書に定めるところによる。 |
| 役員の<br>保有状況                | 取 締 役 | 新株予約権の数 1,700個<br>目的となる株式数 1,700株<br>保有者数 5人                                                                                                                                                 |

- (注) 1 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。  
2 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与された  
ものであります。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年7月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|-------------------------|
| 代表取締役社長   | 富 樫 泰 章 |                         |
| 常 務 取 締 役 | 田 口 聡   | 経営企画室・情報システム室管掌         |
| 取 締 役     | 森 山 明 美 | 管理本部長                   |
| 取 締 役     | 篠 田 浩 一 | 技術本部長                   |
| 取 締 役     | 坂 原 加 奈 | 営業本部長、大阪支店長             |
| 取 締 役     | 大日向 洋   |                         |
| 取 締 役     | 柴 田 博 康 | 柴田公認会計士事務所所長            |
| 常 勤 監 査 役 | 野 本 公 夫 |                         |
| 監 査 役     | 菅 野 庄 一 | 弁護士法人東桜法律事務所代表社員        |
| 監 査 役     | 斎 藤 環   | 株式会社アロマト代表取締役社長         |

- (注) 1 取締役大日向 洋氏及び取締役柴田博康氏は社外取締役であります。  
 2 監査役菅野庄一氏及び監査役斎藤 環氏は社外監査役であります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 103,960千円<br>(4,200千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 12,000千円<br>(4,800千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(4名) | 115,960千円<br>(9,000千円) |

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役（1名）の使用人分給与相当額は含まれておりません。  
 2 取締役の報酬限度額は、平成28年10月27日開催の定時株主総会決議において年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成27年10月27日開催の定時株主総会決議において、ストック・オプション報酬額として新株予約権2,000個を上限として付与することを決議いただいております。  
 3 監査役の報酬限度額は、平成12年10月30日開催の定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。



#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 取締役 大日向 洋

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
重要な兼職の状況はございません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、金融機関での豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

##### ロ. 取締役 柴田博康

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
柴田公認会計士事務所の所長を兼職しております。  
なお、当社と柴田公認会計士事務所の間には特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のうち、平成29年10月27日取締役就任以降に開催された11回（定時9回）の取締役会すべてに出席し、公認会計士の専門性を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

##### ハ. 監査役 菅野庄一

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
弁護士法人東桜法律事務所の代表社員を兼職しております。  
なお、当社は同法律事務所との間に「LiveOn」の営業取引があります。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、弁護士の専門性を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。  
また、当事業年度に開催した15回（定時12回）の監査役会のすべてに出席し、弁護士の立場・見地から適宜必要な発言を行っております。

##### ニ. 監査役 斎藤 環

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
株式会社アロマトの代表取締役社長を兼職しております。  
なお、当社と株式会社アロマトの間には特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、主に経営管理に関する意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。  
また、当事業年度に開催した15回（定時12回）の監査役会のすべてに出席し、これまで培ってきた豊富な識見を基に、適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

清友監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                | 清友監査法人   |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 10,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清友監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の取締役・従業員が従うべき基本原則であるコンプライアンス・ポリシーに則り、取締役は法令を遵守することのみならず、企業の果たすべき社会的責任を自覚して行動する。
- ロ. 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- ハ. 法的に疑義がある事項については、顧問弁護士と事前協議を行い、法令定款違反を未然に防止する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録並びにこれらの関連資料及び稟議書等重要書類を保存、管理するための担当部署を置き、これらを永久若しくは10年間保存し、必要に応じた閲覧が可能な状態を維持している。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク対応の方策の策定、運用を行う体制を整備する。
- ロ. 業務マニュアル、諸規程の体系化を図り、業務の標準化を行うことでオペレーションリスクの最小化に努めている。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 毎月の定例取締役会の他、常勤取締役及び常勤監査役で構成される経営会議で経営上の課題を適時適切に協議・審議する体制が確立している。
- ロ. 取締役の職務分掌と権限を明確にし、意思決定が迅速かつ公正に行われ、その伝達が速やかに行われる組織体制を構築する。
- ハ. 経営環境の変化に応じ組織の業務分担を見直し、効率的かつ合理的な業務の運営を行うため弾力的に組織の統廃合、再編を行うことができる手続や体制の整備を行う。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が直接通報できる社内通報制度を導入、運用する。
- ロ. 倫理規程等を整備し、法令に関する遵守事項、行動規範について従業員に対し周知し、遵守を徹底させる。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

内部監査室を監査役の一部の職務を補助するための部署としており、監査役は内部監査室と連携し監査を行う。

監査役会からその職務を補助すべき使用人の要請があった場合には、監査役会の意見を考慮し、専任の使用人を配置する。

**⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

イ. 監査役補助人の評価、業務執行にかかる役職兼務の是非、その他監査役補助人の業務内容については、監査役の同意を得た上で、取締役会が決定することとする。

ロ. 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ることとする。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

イ. 取締役は内部統制整備の実施状況について、随時監査役に対し報告を行う。

ロ. 取締役及び従業員は、監査役及び内部監査室から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じる。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

使用人等からの監査役又は内部監査室への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止することとする。

**⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又はその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担することとする。

**⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と取締役は、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。

**【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】**

当期における主な取組みは以下のとおりであります。

**① コンプライアンス**

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度の周知を継続したほか、新入社員へは個別に研修を実施しました。

反社会的勢力排除に向けた対応については、チェック体制の整備を図るとともに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員として定期的に研修を受けました。

**② リスクマネジメント**

情報セキュリティ対策として、技術部門においてISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を更新しました。

**③ 内部監査体制**

内部監査基本計画に基づき、内部監査を実施しました。

## 貸借対照表

(平成30年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>937,417</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>482,291</b>   |
| 現金及び預金          | 772,651          | 買掛金             | 31,501           |
| 電子記録債権          | 867              | 1年内返済予定の長期借入金   | 97,198           |
| 売掛金             | 130,819          | 未払金             | 24,524           |
| 商品              | 2,008            | 未払費用            | 35,869           |
| 仕掛品             | 7                | 未払法人税等          | 74,489           |
| 前払金             | 4,093            | 未払消費税等          | 30,243           |
| 前払費用            | 8,382            | 前受金             | 429              |
| 繰延税金資産          | 17,070           | 前受収益            | 166,859          |
| その他             | 1,565            | 預り金             | 12,250           |
| 貸倒引当金           | △48              | 賞与引当金           | 8,925            |
| <b>固定資産</b>     | <b>168,388</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>169,757</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,324</b>     | 長期借入金           | 122,359          |
| 建物              | 2,428            | 長期前受収益          | 17,419           |
| 工具、器具及び備品       | 6,895            | 退職給付引当金         | 29,978           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>47,320</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>652,048</b>   |
| 電話加入権           | 38               | <b>純資産の部</b>    |                  |
| ソフトウェア          | 47,282           | <b>株主資本</b>     | <b>453,757</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>111,744</b>   | 資本金             | 100,000          |
| 出資金             | 750              | 利益剰余金           | 366,934          |
| 長期前払費用          | 930              | その他利益剰余金        | 366,934          |
| 敷金・保証金          | 19,913           | 繰越利益剰余金         | 366,934          |
| 保険積立金           | 90,050           | <b>自己株式</b>     | <b>△13,177</b>   |
| その他             | 450              | <b>純資産合計</b>    | <b>453,757</b>   |
| 貸倒引当金           | △350             | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,105,805</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,105,805</b> |                 |                  |

## 損 益 計 算 書

(平成29年8月1日から  
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| I 売 上 高                 |         | 1,518,033 |
| II 売 上 原 価              |         | 438,572   |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,079,460 |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 848,016   |
| 営 業 利 益                 |         | 231,443   |
| IV 営 業 外 収 益            |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 13      |           |
| 助 成 金 収 入               | 2,714   |           |
| そ の 他                   | 533     | 3,262     |
| V 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息                 | 1,206   |           |
| 保 険 転 換 差 損             | 871     |           |
| そ の 他                   | 131     | 2,209     |
| 経 常 利 益                 |         | 232,497   |
| VI 特 別 利 益              |         |           |
| 回 線 使 用 料 返 還 金         | 6,030   | 6,030     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 238,527   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 82,519  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △12,100 | 70,418    |
| 当 期 純 利 益               |         | 168,108   |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年8月1日から  
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本 |                |               |         |              | 純 資 産 計<br>合 計 |
|-----------------|---------|----------------|---------------|---------|--------------|----------------|
|                 | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金      |               | 自己株式    | 株主資本計<br>合 計 |                |
|                 |         | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金計<br>合 計 |         |              |                |
|                 |         | 繰越利益<br>剰 余 金  |               |         |              |                |
| 平成29年8月1日残高     | 100,000 | 198,826        | 198,826       | △13,177 | 285,649      | 285,649        |
| 事業年度中の変動額       |         |                |               |         |              |                |
| 当期純利益           |         | 168,108        | 168,108       |         | 168,108      | 168,108        |
| 事業年度中の<br>変動額合計 | -       | 168,108        | 168,108       | -       | 168,108      | 168,108        |
| 平成30年7月31日残高    | 100,000 | 366,934        | 366,934       | △13,177 | 453,757      | 453,757        |



## 〔個別注記表〕

1. 記載金額につきましては、1株当たり情報に関する注記を除き、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

(重要な会計方針)

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品……………個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3年～15年

工具、器具及び備品……………3年～15年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、販売用ソフトウェアについては、その効果が及ぶ期間（3年）に基づいております。

長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額（期末自己都合要支給額）に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…………… 34,187千円  
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 49,682             | —                  | —                  | 49,682            |

#### (2) 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 4,114              | —                  | —                  | 4,114             |

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,615株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 貸倒引当金……………       | 138千円     |
| 減損損失……………        | 28千円      |
| 未払事業税……………       | 7,973千円   |
| 賞与引当金……………       | 3,087千円   |
| 退職給付引当金……………     | 10,369千円  |
| 未払決算賞与……………      | 2,779千円   |
| 未払営業インセンティブ…………… | 2,077千円   |
| その他……………         | 2,345千円   |
| 繰延税金資産小計……………    | 28,799千円  |
| 評価性引当額……………      | △11,729千円 |
| 繰延税金資産合計……………    | 17,070千円  |
| 繰延税金資産の純額……………   | 17,070千円  |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、当該リスクに対して、取引先毎の期日管理及び残高を管理し、財務状況悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金であり、長期借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。当社は、当該リスクに対して、定期的に金利動向をモニタリングして管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                                 | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------------------|----------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金                      | 772,651              | 772,651    | —          |
| (2) 電子記録債権                      | 867                  | 867        | —          |
| (3) 売掛金                         | 130,819              | 130,819    | —          |
| 貸倒引当金 (※)                       | △48                  | △48        | —          |
| 資産計                             | 904,289              | 904,289    | —          |
| (4) 買掛金                         | 31,501               | 31,501     | —          |
| (5) 未払金                         | 24,524               | 24,524     | —          |
| (6) 未払法人税等                      | 74,489               | 74,489     | —          |
| (7) 未払消費税等                      | 30,243               | 30,243     | —          |
| (8) 長期借入金 (1年内返済予定<br>の長期借入金含む) | 219,557              | 219,557    | —          |
| 負債計                             | 380,315              | 380,315    | —          |

(※) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4)買掛金、(5)未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等  
 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (8)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）  
 これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 貸借対照表計上額（千円） |
|--------|--------------|
| 出資金    | 750          |
| 敷金・保証金 | 19,913       |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3 長期借入金の決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

| 区分    | 1年以内<br>(千円) | 1年超3年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|
| 長期借入金 | 97,198       | 122,359         |

7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類                         | 氏名   | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との関係              | 取引の内容                   | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------------|------|---------------------------|------------------------|-------------------------|--------------|----|--------------|
| 役員<br>及び<br>個人<br>主要<br>株主 | 富樫泰章 | (被所有)<br>直接36.3           | 当社代表<br>取締役社長<br>債務被保証 | 当社銀行借入<br>に対する債務<br>被保証 | 122,334      | —  | —            |

(注) 取引の条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して、代表取締役富樫泰章より債務保証を受けております。取引金額は、平成30年7月31日時点の借入残高を記載しております。また、当該債務保証に対し、保証料の支払は行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 9,957円81銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 3,689円18銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年9月21日

ジャパンメディアシステム株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士 後藤 員久 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田 和彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンメディアシステム株式会社の平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年9月26日

ジャパンメディアシステム株式会社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 野本公夫 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 菅野庄一 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 斎藤環  | Ⓔ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の事業内容の明確化を図り、当社の事業の現状により即した目的にするため、現行定款第2条（目的）の変更・整理を行い、号文の整理に伴い号数の繰り上げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

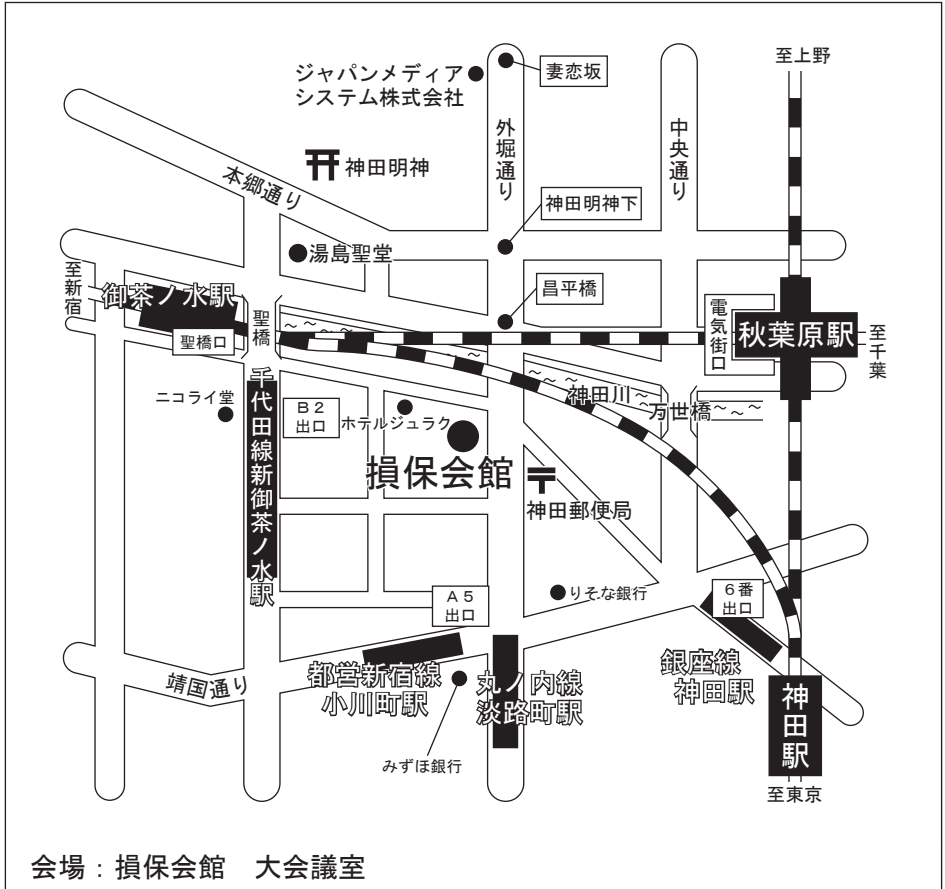
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                   | 変 更 案                          |
|-------------------------------------------|--------------------------------|
| （目的）                                      | （目的）                           |
| 第2条 （条文省略）                                | 第2条 （現行どおり）                    |
| 1～10 （条文省略）                               | 1～10 （現行どおり）                   |
| <u>11</u> <u>健康機器及び食料品の販売</u>             | （削 除）                          |
| <u>12</u> （条文省略）                          | <u>11</u> （現行どおり）              |
| <u>13</u> <u>住宅設備機器、家庭用品雑貨の販売及び</u><br>施工 | <u>12</u> <u>住宅設備機器の販売及び施工</u> |
| <u>14</u> <u>損害保険代理店業</u>                 | （削 除）                          |
| <u>15</u> （条文省略）                          | <u>13</u> （現行どおり）              |

以 上

# 第34期 定時株主総会会場ご案内図



会場：損保会館 大会議室

住所：東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地

|                   |      |                     |      |
|-------------------|------|---------------------|------|
| 御茶ノ水（JR：聖橋口）      | 徒歩5分 | 新御茶ノ水（地下鉄千代田線：B2出口） | 徒歩3分 |
| 淡路町（地下鉄丸の内線：A5出口） | 徒歩3分 | 小川町（都営新宿線：A5出口）     | 徒歩3分 |
| 秋葉原（JR：電気街口）      | 徒歩5分 | 神田（地下鉄銀座線：6番出口）     | 徒歩8分 |